

## 江津市告示第20号

### 江津市土木技師及び建築技師の資格取得支援助成金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、土木・建築行政において高い専門知識を持つ職員を育成するため、自主的に職務に関連する資格を取得する際に要する経費を助成することにより、自己啓発の意欲喚起及び職員の資質向上を図り、もって公務能率の向上に寄与することを目的とする。

#### (助成対象者)

第2条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付の対象となる職員(以下「助成対象者」という。)は、江津市職員定数条例(昭和29年条例第53号)第1条に規定する職員のうち、土木技師及び建築技師(以下、技師)として採用された職員で、第3条に規定する資格を取得した職員とする。ただし、技師として採用された職員を除く職員のうち、市長が認める職員は助成対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成対象者としなない。

- (1) 職務上必要な資格として職務命令により取得を命じられ、当該取得に係る経費が全額市費による場合
- (2) 学歴、実務経験年数又は講習会、研修会等の受講のみを要件として付与された資格等を取得した場合

#### (助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表に掲げる資格(以下「対象資格」という。)を取得した際に要した経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 受験手数料
- (2) 受講料・テキスト代
- (3) 登録手数料・更新料
- (4) 登録免許税
- (5) その他市長が必要と認めた経費

#### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、対象者1人につき一の年度あたり1回を限度とし、助成対象経費に相当する額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、別に定めのある場合はその額とする。

(助成対象期間)

第5条 助成金の対象となる期間は、資格を取得した年度及びその直前の5か年度分とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、江津市資格取得支援助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 受験した資格に係る受験要領等
- (2) 対象資格の取得を証する書類の写し
- (3) 受験料等の支出を証する書類の写し

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することと決定したときは、江津市資格取得支援助成金交付決定及び額確定通知書(様式第2号)により、交付しないことと決定したときは、江津市資格取得支援助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(交付請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、江津市資格取得支援助成金請求書(様式第4号)により市長に請求しなければならない。

(職員の責務)

第9条 助成金の交付を受けた者は、取得した対象資格について、職務を遂行する上でその成果を最大限に発揮するよう努めなければならない。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金を返還しなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 第6条の規定による交付決定を受けた年度の末日の翌日から起算して本市職員として在職期間が5年に達するまでの間に退職したとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合であっても、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

対象資格	実施機関等
土木施工管理技士(1級・2級)	(一財)全国建設研修センター
造園施工管理技士(1級・2級)	(一財)全国建設研修センター
管工事施工管理技士(1級・2級)	(一財)全国建設研修センター
建築施工管理技士(1級・2級)	(一財)建設業振興基金
建築士(一級・二級)	(公財)建築技術教育普及センター
建築基準適合判定資格者(一級・二級)	国土交通省
技術士	(公社)日本技術士会
技術士補	(公社)日本技術士会
土地区画整理士	(一財)全国建設研究センター
宅地建物取引士	(一財)不動産適正取引推進機構
土地家屋調査士	法務省
土地改良換地士	農林水産省
給水装置工事主任技術者	(公財)給水工事技術振興財団

様式第1号(第6条関係)

記号番号

年 月 日

江津市土木技師及び建築技師資格取得支援助成金交付申請書

下記のとおり助成金を受けたいので、江津市土木技師及び建築技師の資格取得支援助成金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

資 格 の 名 称	
試験等の実施機関名等	
資 格 取 得 年 月 日	
受 験 料 等	
資 格 取 得 の 目 的	
所 属 長 氏 名	

添付書類

- 1 受験要領等（実施機関名、試験日、受験料等の記載があるもの）
- 2 資格の取得を証する書類の写し
- 3 受験料等の支出を証する書類の写し

様式第2号(第7条関係)

記号番号

年 月 日

江津市土木技師及び建築技師資格取得支援助成金交付決定及び額確定通知書

年 月 日付で申請のあった江津市土木技師及び建築技師の資格取得支援助成金について下記のとおり交付することを決定し、あわせて交付額を確定したので江津市土木技師及び建築技師の資格取得支援助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 資格の名称

2 情勢金の交付確定額

円

様式第3号(第7条関係)

記号番号

年 月 日

江津市土木技師及び建築技師資格取得支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江津市土木技師及び建築技師の資格取得支援助成金について下記のとおり不交付することに決定したので江津市土木技師及び建築技師の資格取得支援助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

江津市長 様

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

江津市土木技師及び建築技師資格取得支援助成金請求書

年 月 日付で交付決定のあった江津市土木技師及び建築技師の資格取得支援助成金について江津市土木技師及び建築技師の資格取得支援助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 交付決定内容

資格の名称	
助成金額	円